

議案第40号

市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月2日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

市川市職員退職手当支給条例（昭和27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7

項又は第 8 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第 10 条第 11 項（第 6 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した市川市職員退職手当支給条例第 1 条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、求職活動に伴い平成 29 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、改正前の市川市職員退職手当支給条例第 10 条第 11 項第 6 号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたものについて適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 10 条第 15 項において準用する同条第 11 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する市川市職員退職手当支給条例第 10 条第 11 項第 4 号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

理 由

雇用保険法及び国家公務員退職手当法の改正を踏まえ、失業等給付に相当する失業者の退職手当を拡充する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。